

平成22年
10月より

65歳以上の年金受給者で、住民税を納税されている方にお知らせです。



住民税の年金からの引き落としが始まります。

〈特別徴収制度〉

〈特別徴収制度〉とは、年金保険者が住民税を年金から引き落としとして市区町村へ直接納入することです。

○現在、年金を受給されており住民税を納税する義務のある方には、年4回、役場や金融機関などに出向き、住民税を納めていただいています。

【便利面】……この制度の導入により、年金保険者が住民税を年金から引き落とし、町へ直接納入することとなるため、納税の手間がかかりません。

新たな税負担が生じるものではありません

【お問い合わせ先】 藤里町 町民生活課 税務係 ☎79-2113 (内線: 143)

